

ロケ地イメージアップ事業に係る固定資産使用料取扱要綱

(平成23年5月24日23川上総管第161号)

(目的)

第1条 この要綱は、上下水道局において、ロケ地川崎推進事業実施要綱（平成20年1月21日19川市シ第591号）に基づく固定資産の使用許可の申請があった場合の使用料の算定について定めることを目的とする。

(使用料)

第2条 前条の使用料は、川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日49川水総管第44号）第10条の規定を適用して算定し、日額を60,000円に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

(ロケ地イメージアップ事業に係る固定資産使用料取扱要綱の廃止)

2 ロケ地イメージアップ事業に係る固定資産使用料取扱要綱（平成20年7月1日20川水総管第201号）は、廃止する。

附 則 （平成30年3月27日29川上総管第3210号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、固定資産を使用する日がこの要綱の施行の日以後である固定資産の使用許可について適用する。

附 則 （平成30年6月18日30川上総管第493号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年9月26日31川上経管第1015号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、固定資産を使用する日がこの要綱の施行の日以後である固定資産の使用許可について適用する。